

2013年11月18日

各位

会社名 シミックホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 中村 和男
 (コード番号 2309 東証第一部)
 問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 望月 渉
 (TEL. 03-5745-7070)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2013年12月13日開催予定の第29回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、コーポレートガバナンスの強化を図っておりますが、今般、取締役と執行役員の役位を整理し、経営基盤のより一層の強化と充実を図ります。これに伴い、現行定款第14条、第21条第2項、第22条および第23条に規定する役付取締役、相談役および顧問に関する文言の削除、変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役会</u> であらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項により株主総会を招集すべき者</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(代表取締役および役付取締役) 第21条 <条文省略> 2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	(代表取締役) 第21条 <現行どおり> 2 <削除>

現行定款	変更案
<p>(相談役および顧問)</p> <p>第 <u>22</u> 条 取締役会は、その決議によつて相談役および顧問を置くことができる。</p>	<p><削除></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 <u>23</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 <u>24</u> 条～第 <u>41</u> 条 <条文省略></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 <u>22</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>であらかじめ定めた代表<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項</u>により取締役会を招集すべき者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 <u>23</u> 条～第 <u>40</u> 条 <現行どおり></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 : 2013年12月13日(予定)

定款変更の効力発生日 : 2013年12月13日(予定)

以上